



## 随意契約理由書

### 1 委託名称

御堂筋道路空間再編に係る社会実験業務委託ー 2

### 2 契約の相手方

株式会社 建設技術研究所

### 3 随意契約理由

御堂筋においては、これまで「車中心の道路空間から人中心の道路空間へ」をコンセプトに、社会の変化や時代の要請に対応した新たな御堂筋へと道路空間を再編すべく、検討を進めてきている。

なかでも、千日前通以北、特に道頓堀周辺においては、最も歩行者・自転車交通量が多く、かつ多様な商業施設や観光資源が集積するエリアであり、訪日観光客が近年ますます増加しており、歩道内における歩行者と自転車が輻輳するなど安全面における課題もある。2020年には東京オリンピックが開催され、ますます歩行者交通量が増加することが見込まれ、安全面における課題があることから、千日前通から道頓堀川までの区間を先行整備地区と位置づけ、2018年度に社会実験を実施したうえで、最終整備形態を検討し、2019年度に工事着手し、東京オリンピックが開催される2020年までに整備を完了させることとしている。

本業務は、当該区間の整備を進めていくうえでのファーストステップとして、側道を閉鎖することによる「渋滞や荷捌き、周辺道路への影響」を検証するため、整備後の形態に近いかたちを現地で再現し、側道閉鎖による影響を検証するための社会実験を実施するものである。

側道閉鎖の影響を検証するにあたっては、御堂筋オータムパーティー、大阪マラソン、大阪国際女子マラソン等で大幅に御堂筋を規制する時期や、光のイルミネーションなどのイベント時、年末年始などの特別な時期をはずす必要があることから、10月に実施する予定としていた。

そのような中、本業務の受注者を選定すべく平成30年6月5日に事後審査型制限付一般競争入札を執行したところ、予定価格超過等により契約に至らなかった。

その後、イベント時や年末年始を除いた2～3月の社会実験実施に向け、改めて入札に付し受注者を選定すべく手続きを進めていたところであるが、社会実験に影響を及ぼす周辺工事と調整した結果、社会実験と周辺工事が競合し、2～3月に社会実験が実施できないことが判明した。

道頓堀周辺においては、2020年夏に開催される東京オリンピックまでに安全面における課題を解消させる必要があることから、今年度に社会実験を実施する必要があるが、競合する事業等との調整により、実施可能な時期が10月に限定される。しかしながら、改めて入札に付し受注者を選定した場合、社会実験に伴う準備期間等を考慮すると10月に社会実験を実施することができない。

# 1

そのため、10月に実施するにあたっては、至急随意契約を行う必要があるが、当初と同条件・同価格で契約手続きを行ったとしても有効な入札が1者しかなく、金額に乖離があり、折り合いがつかないことから契約成立が見込めないため、再度事業内容を見直した上で、随意契約を行う必要がある。

業者選定にあたっては、当初入札時に見積もりを提示された事業者に対して比較見積りを行い、最低価格を提示した株式会社建設技術研究所と地方自治法施行令第167条の2の第1項第5号に基づき、随意契約するものである。

## 4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第5号

## 5 担当部署

建設局道路部道路課（電話番号：06-6615-6786）